

企業立地交付金の手引き

東海市商工労政課

令和7年4月

— 目次 —

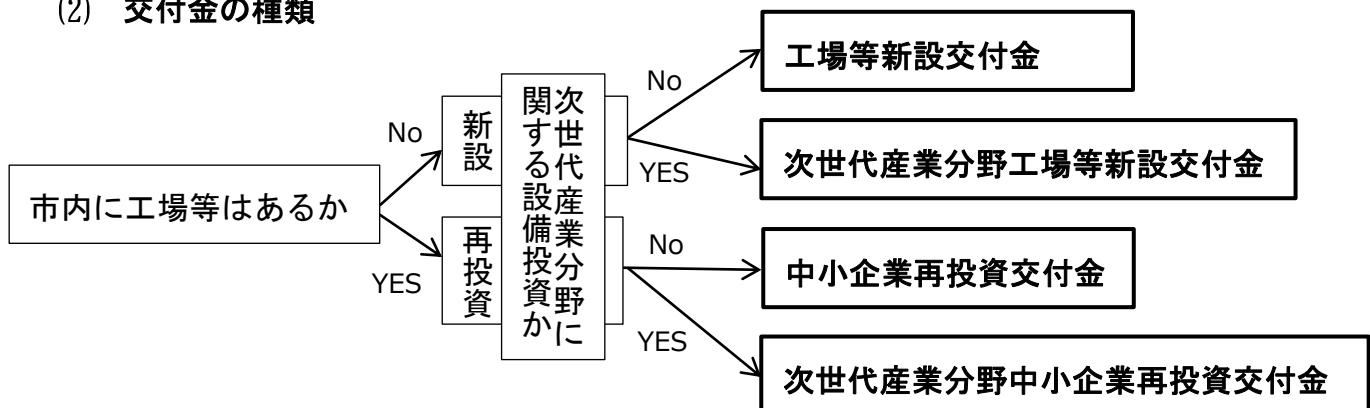
1 交付金の概要	・・・・・ 2
(1) 交付金の目的	
(2) 交付金の種類	
(3) 対象区域及び認定要件	
(4) 交付金の額	
2 申請手続	・・・・・ 5
(1) 交付スキーム	
(2) 認定申請	
(3) 交付申請	
3 注意事項	・・・・・ 8
(1) 認定の取消し	
(2) 交付金の不交付等	
(3) 報告及び立入調査	
(4) 届出	
4 公害防止協定	・・・・・ 9
(1) 目的	
(2) 協定の内容	
(3) 公害防止計画書に定める事項	
5 Q&A	・・・・・ 11
6 様式等	・・・・・ 12

1 交付金の概要

(1) 交付金の目的

市内に工場等の新設や再投資をする企業に対し、企業立地交付金を交付することにより、企業の立地を促進し、地域経済の活性化及び市勢の発展に寄与することを目的とします。

(2) 交付金の種類



新設・・・市内に工場等を有しない企業が、市内に新たに工場等を設置すること。

再投資・・・市内に工場等を有する企業が工場等を増築、改築若しくは市内の他の場所に工場等を設置する又は既存工場内に償却資産（法人税法に規定する機械及び装置）を取得すること。
(※再投資に伴い延床面積又は設備の規模が50%以上縮小する場合は対象外)

工場等・・・工場（物の製造・加工の用に供する施設）、研究所、物流施設（商品の保管、仕分け、配達を一体的に行う施設）

中小企業・・・製造業、運輸業、その他の業種 資本金3億円以下又は従業員数300人以下
卸売業 資本金1億円以下又は従業員数100人以下
サービス業 資本金5,000万円以下又は従業員数100人以下
小売業 資本金5,000万円以下又は従業員数50人以下

※次世代産業分野工場等新設交付金及び次世代産業分野中小企業再投資交付金については、次世代産業審査会の審査が必要になります。

※交付対象箇所の課税台帳（登記）または、補充課税台帳（未登記）への登録が前提です。

※再投資における増築、改築の場合は、対象箇所の資産評価が必要な場合があります。（現地確認、竣工図や見積書等の提出等）

[次世代産業分野の考え方]

1 次世代産業分野の種類

- ① 次世代自動車関連分野
 - ア ハイブリッド自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等の関連を有する設備のうち、蓄電池、電気駆動、制御系技術等次世代自動車関連のコア技術分野)
 - イ 次世代自動車の普及に必要な各種部材及び安全技術等の関連を有する設備
- ② 航空宇宙関連分野（航空機、航空機用原動機その他の航空機部分品・補助装置の関連を有する設備）
- ③ 環境・新エネルギー関連分野（次世代電池、スマートグリッド・スマートコミュニティ、水素エネルギー、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、中小規模水力発電、地熱発電、太陽熱利用、温度差熱利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用、バイオマス燃料製造等の関連を有する設備）
- ④ ロボット関連分野（産業用ロボット、サービス用ロボット等の関連を有する設備）
- ⑤ 健康長寿関連分野（医療用機械器具、医薬品、福祉機器等の関連を有する設備）
- ⑥ 情報通信関連分野（情報通信機器、電子部品・デバイス・電子回路等の関連を有する設備のうち、情報を認識・管理・分析・発信するための次世代情報通信に関する設備）

2 次世代産業審査会の審査基準

①新設又は再投資する内容が企業概要又は製品概要等で次世代産業分野であることが確認できること

②次のいずれかに該当すること

ア 新設又は再投資した工場又は設備の延床面積のうち、次世代産業分野に該当する工場又は設備の延床面積の占める割合が 50%以上あること又は 50%以上になると見込まれること

イ 新設又は再投資した工場又は設備に係る売上のうち、次世代産業分野に該当する売上の占める割合が 50%以上あること又は 50%以上になると見込まれること

ウ 新設又は再投資した工場又は設備に従事する従業員数のうち、次世代産業分野に該当する工場又は設備に従事する従業員数の占める割合が 50%以上あること又は 50%以上になると見込まれること

エ 国の総合特区等の指定を受けた地域で当該特区等の次世代産業分野に係る設備投資であること

※工場又は設備が次世代産業分野と次世代産業以外の分野と重複する場合は、その使用頻度等に関係なく次世代産業分野に算入できます。

(3) 対象区域及び認定要件

交付金の種類	対象区域	認定要件
工場等新設交付金	市内の工業地域及び工業専用地域	<ul style="list-style-type: none">・敷地面積 3,000 m²以上・新設した工場等の家屋及び償却資産に係る固定資産税評価額 1 億円以上・市と公害防止協定を締結
次世代産業分野工場等新設交付金	※ 市内全域	<ul style="list-style-type: none">・再投資した工場等の家屋及び償却資産に係る固定資産税評価額が 2,000 万円以上・市と公害防止協定を締結
中小企業再投資交付金		
次世代産業分野中小企業再投資交付金		

※工業地域及び工業専用地域以外の地域に、新たに土地を確保し、工場等を建設する場合は、次の事項に該当することが必要です。

- ア 都市計画法の開発許可基準に適合し、かつ東海市都市計画マスタープランにおいて産業拠点及び物流拠点として位置づけられていない地域で、東海市が計画する将来的な土地利用に支障がないと認められる地域であること
- イ 市街化調整区域においては、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律の各基準に適合した地域であること
- ウ 隣地同意が得られている地域であること（隣地同意書の提出が必要です。）
- エ 緑地の整備、建物の配置、操業時間等について、周辺の生活環境等の調和を図る上で一定の配慮をしていただくこと。

(4) 交付金の額

新設又は再投資した工場等の土地、家屋、償却資産に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額に次の割合を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）

交付金の種類	交付金の率	限度額
工場等新設交付金	初年度 100/100 翌年度 75/100 翌々年度 50/100	
次世代産業分野工場等新設交付金	3年間 100/100	
中小企業再投資交付金	初年度 100/100 翌年度 75/100 翌々年度 50/100	1億円
既存工場内に償却資産のみ取得	初年度のみ 50/100	
次世代産業分野中小企業再投資交付金	3年間 100/100	
既存工場内に償却資産のみ取得	初年度のみ 100/100	

借地、借家であっても交付対象となります。

※ 借りている土地、家屋に係る固定資産税等で交付金額を算定します。

※ 債却資産のリース、賃貸は対象外です。ただし、申告と納税を行っている場合は対象となります。

※ 各交付金について、土地、家屋と同時に償却資産を申請した場合はすべて3年間対象になります。

※ 増築・改築については、増築・改築部分の面積及び課税標準額が単独で課税明細書等に記載されていない場合、増築・改築部分を含んだ家屋の課税標準額を増築・改築に係る床面積で按分し、交付対象の課税標準額とします。

＜交付金の算定方法＞

（固定資産税相当額＋都市計画税相当額）×交付金の率＝交付金の額（千円未満切捨て）

（固定資産税相当額の算定方法）

土地	固定資産税課税標準額の合計額（千円未満切捨て）×税率（1.4%）÷(A) 固定資産税相当額（百円未満切捨て）
家屋	固定資産税課税標準額の合計額（千円未満切捨て）×税率（1.4%）÷(B) 固定資産税相当額（百円未満切捨て）
償却資産	固定資産税課税標準額の合計額（千円未満切捨て）×税率（1.4%）÷(C) 固定資産税相当額（百円未満切捨て）
合計	(A) + (B) + (C) = 固定資産税相当額

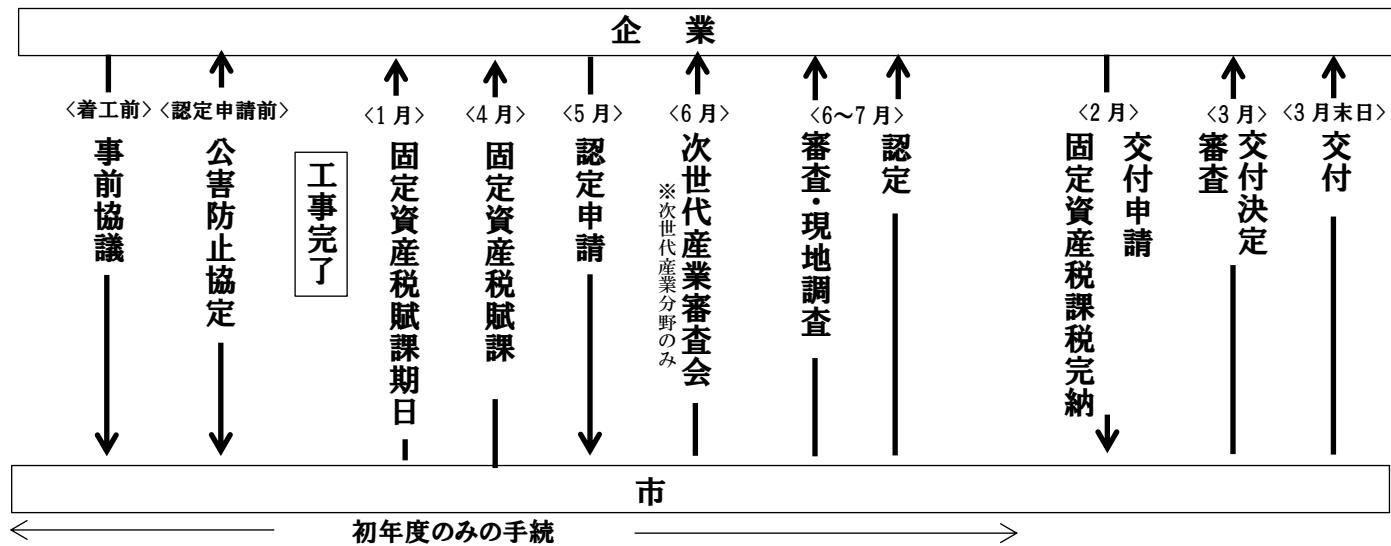
(都市計画税相当額の算定方法)

土地	都市計画税課税標準額の合計額（千円未満切捨て）×税率（0.3%）= (D) 都市計画税相当額（百円未満切捨て）
家屋	都市計画税課税標準額の合計額（千円未満切捨て）×税率（0.3%）= (E) 都市計画税相当額（百円未満切捨て）
合計	(D) + (E) = 都市計画税相当額

交付金の算定方法については、18 ページの算定フォーマットをご活用ください。

2 申請手続

(1) 交付スキーム



<事前協議>

工場等の着工前又は償却資産を取得する前に、事前に以下の項目について、商工労政課へ協議してください。

- ・新設又は再投資する工場等の場所及び施設配置
- ・工場等の新設、増改築、償却資産の取得に係る投資規模及びスケジュール
- ・償却資産の種類及び産業分野

(2) 認定申請

ア 申請期限

土地及び家屋並びに償却資産に最初に固定資産税及び都市計画税を課すこととなつた年度の5月31日まで

イ 提出書類

認定申請書（様式第1）

添 付 書 類	(1) 企業の概要書（必須）
	(2) 法人登記事項証明書又は住民票抄本（必須）
	(3) 定款又は規約（必須）
	(4) 土地の登記事項証明書又は借用契約書の写し ※新たに土地を取得又は賃借し、当該土地が交付金の対象となる場合のみ必要
	(5) 土地及び家屋の見取図、施設配置図並びに施設平面図（必須） ※交付金の対象となる土地、家屋の位置・配置状況並びに償却資産の設置状況等がわかる書類をいいます。
	(6) 固定資産税・都市計画税課税明細書及び償却資産申告書の写し（必須） ※固定資産税・都市計画税納税通知書及び課税明細書を提出してください。 ※償却資産申告書には、交付対象となる償却資産を明記するとともに、複数の工場に同時期に新設又は再投資した場合は、どの償却資産をどの工場に設置したか明記してください。 ※償却資産申告書で交付金の対象となる償却資産の固定資産税評価額の確認がとれない場合は、名寄帳（償却資産課税台帳）の提出が必要です。（(10)の同意書の提出がある場合は不要） ※対象となる償却資産がない場合は、償却資産申告書の写しの提出は不要です。
	(7) 土地又は家屋を借り受ける場合にあっては、固定資産公課証明書の写し
	(8) 市と締結した公害防止協定書の写し ※市と公害防止協定を新たに締結した場合のみ提出が必要です。過去に締結している場合は、過去に締結した協定書の写しが必要です。
	(9) 次世代産業分野工場等新設交付金又は次世代産業分野中小企業再投資交付金に係る申請の場合にあっては、次世代産業分野に属する事業の用に供される工場等であることを証する書類 ※企業概要、製品概要、図面、帳簿、台帳、証明書等の資料で次世代産業分野に該当することが判断できる書類をいいます。
	(10) 東海市企業立地交付金に係る申請に関する同意書（任意） ※当該同意書を提出していただいた場合は、償却資産の名寄帳（償却資産課税台帳）及び交付申請書に添付する市税の完納証明書を省略することができます。
	(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(3) 交付申請

ア 申請期限

各交付年度の2月末日まで

※交付金の交付は3月末日です。

イ 交付申請

交付申請書（様式第3）

添付書類	<p>(1) 市税の完納証明書</p> <p>※認定申請時に東海市企業立地交付金に係る申請に関する同意書の提出がある場合は不要です。</p> <p>(2) 交付年度の区分が翌年度及び翌々年度の交付金に係る申請の場合にあっては、次に掲げる書類</p> <p>ア 固定資産税・都市計画税課税明細書及び償却資産申告書の写し</p> <p>※固定資産税・都市計画税納税通知書及び課税明細書を提出してください。</p> <p>※償却資産申告書には、交付対象となる償却資産を明記するとともに、複数の工場に同時期に新設又は再投資した場合は、どの償却資産をどの工場に設置したか明記してください。</p> <p>※償却資産申告書で交付金の対象となる償却資産の固定資産税評価額の確認がとれない場合は、名寄帳（償却資産課税台帳）の提出が必要です。（認定申請時に東海市企業立地交付金に係る申請に関する同意書の提出がある場合は不要）</p> <p>※対象となる償却資産がない場合は、償却資産申告書の写しの提出は不要です。</p> <p>イ 土地又は家屋を借り受ける場合にあっては、固定資産公課証明書の写し</p>
------	---

3 注意事項

(1) 認定の取消し

次のいずれかに該当すると認めたときは、認定を取り消すことがあります。

- ア 公害防止対策を実施しないと認められるとき。
- イ 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- ウ 暴力団員等であることが判明したとき。

(2) 交付金の不交付等

次のいずれかに該当するときは交付金の全部又は一部を交付せず、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還していただくことがあります。

- ア 認定を取り消されたとき。
- イ 交付期間内において認定要件を欠くこととなったとき。
- ウ 工場等の操業が廃止、休止の状況にあると認められるとき。
- エ 交付期間内において市税を滞納したとき。
- オ 固定資産税及び都市計画税の額が変更したとき。
- カ 偽りその他の不正の手段により交付金を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 報告及び立入調査

交付金の交付にあたり、工場等への立入調査及び必要な報告を求めることがあります。

(4) 届出

次のいずれかに該当することになった場合は、速やかに届出書（様式第5）を提出してください。

- ア 工場等の操業を廃止し、又は休止したとき。
- イ 合併、相続、譲渡等による承継があったとき。
- ウ その他、市長が必要と認めるとき。

4 公害防止協定

(1) 目的

地域住民の健康を保護し、快適かつ良好な生活環境を保全するため、事業所において積極的に公害防止対策に取り組んでいただくための協定を事業所と市で締結するもの。

(2) 協定の内容

ア 公害防止計画書に基づき、公害防止に必要な措置を積極的に採用し、改善に努める。

イ 公害防止計画書の見直し等について、定期的に協議を行う。

(3) 公害防止計画書に定める事項

次の事項について、公害防止対策の実施に努める。

ア 大気汚染及び水質汚濁防止対策

規制対象施設を設置する場合は、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に規定する規制値の80%を上限（規制対象となる能力を下回る施設については、規制値を上限）

イ 騒音及び振動対策

著しい騒音・振動を発生させる施設を設置している場合は、敷地境界線において65dB以下（工業専用地域のみ）※工業専用地域以外は、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例の基準に準ずるもの。

ウ 悪臭対策

敷地境界において臭気を感知させないこと

エ 環境整備対策等

低公害車の導入及び節電等のCO2削減に努めるとともに、廃棄物の資源化・減量化の推進、敷地面積の10%以上の緑地整備、地下水の汲み上げによる地盤沈下の防止等に努める。

オ 測定

測定が必要と思われるものは、年2回（内容等により増減）の測定及び市への報告を実施

公害防止協定書（案）

<p style="text-align: center;">案</p> <p style="text-align: center;">公 害 防 止 協 定 書</p> <p>東海市（以下「甲」という。）と○○○○株式会社（以下「乙」という。）とは、地域住民の健康を保護し、快適かつ良好な生活環境を保全するため事業所から発生する公害の防止に関し、次のとおり協定を締結する。</p> <p>（公害の防止）</p> <p>第1条 乙は、事業活動により、大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、悪臭等による公害を防止するため、別に定める公害防止計画書に基づき適切な措置を講じるとともに、公害防止に必要な体制を確立するものとする。</p> <p>2 乙は、前項の規定に基づき必要な措置を積極的に採用し、改善に努めるものとする。</p> <p>3 乙は、計画書の内容の見直し等について、概ね3年を目処に、定期的に甲と協議をするものとする。</p> <p>（施設等の変更）</p> <p>第2条 乙は、事業施設及び公害防止施設の著しい変更を行う場合、事前に甲と協議して了解を得るものとする。</p> <p>（緊急時の措置）</p> <p>第3条 乙によって公害が発生したと認められるとき、または発生が予測されるときは、乙は甲と協議し速やかに必要な措置を講じるものとする。</p> <p>（損害の補償）</p> <p>第4条 乙による公害被害が発生したときは、甲・乙両者協議のうえ調査を行い、その原因が乙の責に帰すべきものと認められた場合は、乙は必要な措置を講じ、被害の補償をするものとする。</p> <p>（報告と立入調査）</p> <p>第5条 甲は必要な場合は、乙に対して公害防止に関する報告を求めることができるほか、甲の職員により、乙の事業所内に立入り調査を行う場合には、乙はこれに協力するものとする。</p> <p>（環境の美化）</p> <p>第6条 乙は、事業所内の緑化等環境の美化に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">案</p> <p style="text-align: center;">（操業の停止）</p> <p>第7条 甲は、前各条の対策によっても、現に乙の操業によって住民の健康が損なわれるおそれと客観的に判断したときは、その起因する操業の全部、または一部の一時停止、その他必要な措置を指示するものとし、乙は、甲の指示に従うものとする。</p> <p>（公開）</p> <p>第8条 甲は、第5条に基づいて事業所から報告された内容を公開することができるものとする。</p> <p>（その他）</p> <p>第9条 この規定に定めのない事項については、別に甲・乙協議のうえ定めるものとする。</p> <p>この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。</p> <p>平成○○年○○月○○日</p> <p style="text-align: right;">甲 東海市中央町一丁目1番地 東海市長 鈴木淳雄</p> <p style="text-align: right;">乙 東海市○○町○○○○ ○○○○株式会社 代表取締役 ○ ○ ○ ○</p>
--	---

公害防止計画書（案）

<p style="text-align: center;">案</p> <p style="text-align: center;">公 害 防 止 計 画 書</p> <p>1 大気汚染防止対策</p> <p>大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に定める規制対象施設を設置する場合は、その規制値の80%を上限とする。</p> <p>ただし、法及び条例による規制対象となる能力を下回る施設については、法及び条例の規制値を上限とする。</p> <p>2 水質汚濁防止対策</p> <p>(1) 水質汚濁防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に定める規制対象施設を設置する場合は、その規制値の80%を上限とする。</p> <p>ただし、法及び条例による規制対象となる能力を下回る施設については、法及び条例の規制値を上限とする。</p> <p>(2) 給油施設、自動車整備施設等油分を含んだ排水をする場合は、油分分離槽を通し、N-ヘキサン抽出物質量を5mg/l以下とする。</p> <p>(3) 事務所等の雑排水を排水する場合は、公共下水道へ接続、又は合併処理浄化槽を設置して処理する。</p> <p>3 騒音・振動防止対策</p> <p>(1) 騒音及び振動については、工業専用地域内の事業所については、敷地境界線において65dB以下とし、周辺の生活環境を阻害しないこととする。</p> <p>上記以外の地域については、法令等の基準によるものとする。</p> <p>(2) 車両の走行については、騒音及び振動を極力抑えることとする。</p> <p>4 悪臭防止対策</p> <p>原則として、敷地境界及び事業所周辺で感知させないこととする。</p> <p>5 廃棄物処理対策</p> <p>廃棄物の資源化及び減量化の推進に努めることとする。</p> <p>6 地盤沈下対策</p> <p>原則として、地下水の汲み上げをしないこととする。</p> <p>7 工場緑化</p> <p>事業場の敷地面積の10%以上を目標とするが、敷地規模が工場立地法に該当する場合には、法律で定める面積割合以上とする。</p> <p>8 環境整備対策（地球温暖化防止対策）</p> <p>(1) ハイブリット自動車等低公害車の導入の推進に努めることとする。</p> <p>(2) 駐・停車中は、アイドリングストップに努めることとする。</p>	<p style="text-align: center;">案</p> <p style="text-align: center;">(3) 節電、再生可能エネルギー利用等、CO₂削減に努めることとする。</p> <p>9 測定・報告</p> <p>次の表により測定を実施して、結果については年2回市へ報告するものとする。</p> <p>(1) 大気関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>測定場所</th> <th>測定回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硫黄酸化物排出量</td> <td>最終排出口</td> <td>年 2 回</td> </tr> <tr> <td>粉じん排出濃度</td> <td>最終排出口</td> <td>年 2 回</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物排出量</td> <td>最終排出口</td> <td>年 2 回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 水質関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>測定場所</th> <th>測定回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度 (pH)</td> <td>最終放流口</td> <td>年 2 回</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量 (COD)</td> <td>最終放流口</td> <td>年 2 回</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質量 (SS)</td> <td>最終放流口</td> <td>年 2 回</td> </tr> <tr> <td>N-ヘキサン抽出物質含有量</td> <td>最終放流口</td> <td>年 2 回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 騒音・振動関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>測定場所</th> <th>測定回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>騒音</td> <td>敷地境界線上</td> <td>年 2 回</td> </tr> <tr> <td>振動</td> <td>敷地境界線上</td> <td>年 2 回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	測定場所	測定回数	硫黄酸化物排出量	最終排出口	年 2 回	粉じん排出濃度	最終排出口	年 2 回	窒素酸化物排出量	最終排出口	年 2 回	項目	測定場所	測定回数	水素イオン濃度 (pH)	最終放流口	年 2 回	化学的酸素要求量 (COD)	最終放流口	年 2 回	浮遊物質量 (SS)	最終放流口	年 2 回	N-ヘキサン抽出物質含有量	最終放流口	年 2 回	項目	測定場所	測定回数	騒音	敷地境界線上	年 2 回	振動	敷地境界線上	年 2 回
項目	測定場所	測定回数																																			
硫黄酸化物排出量	最終排出口	年 2 回																																			
粉じん排出濃度	最終排出口	年 2 回																																			
窒素酸化物排出量	最終排出口	年 2 回																																			
項目	測定場所	測定回数																																			
水素イオン濃度 (pH)	最終放流口	年 2 回																																			
化学的酸素要求量 (COD)	最終放流口	年 2 回																																			
浮遊物質量 (SS)	最終放流口	年 2 回																																			
N-ヘキサン抽出物質含有量	最終放流口	年 2 回																																			
項目	測定場所	測定回数																																			
騒音	敷地境界線上	年 2 回																																			
振動	敷地境界線上	年 2 回																																			

1 工場の定義はありますか。

工場の定義は、物の製造・加工の用に供する施設で業種的には製造業がこれにあたります。交付金の適用にあたっては、総務省の「日本標準産業分類」で定める基準を適用します。

2 全ての償却資産が対象になりますか。償却資産の定義はありますか。

交付金の対象となる償却資産は、法人税法施行令第13条第3号に規定する機械及び装置としております。機械及び装置の内容については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表第二において食料品製造業用設備はじめ55の項目が定められております。

3 隣接しない別々の工場において、同時期に再投資した場合はどうなるか。

一つの工場で認定要件を満たしている場合に限り、隣接していない別の工場の再投資分も対象になります。

<事例1>

A工場 再投資 固定資産税評価額 5,000万円

B工場 再投資 固定資産税評価額 1,000万円

→A工場が認定要件を満たしているため、B工場の再投資分も対象となります。

<事例2>

A工場 再投資 固定資産税評価額 1,000万円

B工場 再投資 固定資産税評価額 1,000万円

→A工場、B工場ともに一つ工場で認定要件を満たしていないため、対象外となります。

4 工場に事務所が併設されているが、全て交付金の対象になるのか。

工場の面積の建築物全体延床面積に占める割合が50%以上ある場合に限り、建築物全体を工場と見なし、事務所も交付対象となります。

製品の製造施設等以外の施設（事務所、店舗、福利厚生施設等）の面積の建築物全体延床面積に占める割合が50%以上ある場合は、工場と見なさず、交付金の対象とはなりません。

5 工場を新設し、工場とは別の敷地に事務所を同時期に新設した場合、事務所も交付金の対象になるのか。

工場とは別の敷地に事務所が単独で建設された場合は、交付金の対象とはなりません。

6 工場等新設交付金で、初年度に固定資産税評価額が1億円あったが、翌年度に減価償却の影響で9,000万円になってしまった。翌年度から交付金はもらえないのか。

認定行為は初年度のみであるため、翌年度に設備投資要件に満たない場合であっても、対象となります。

7 交付金は1企業当たり1回しか申請できないのか。

新設交付金は1企業当たり1回を上限としますが、再投資交付金は申請回数に上限はありません。

8 工場を新設し、工場等新設交付金を受けた翌年度に再投資をした場合、工場等新設交再投資交付金を受けられるのか。

新設交付金と再投資交付金は別事業になるため、工場等新設交付金の交付期間中であっても、認定要件を満たしていれば再投資交付金の対象になります。

6 様式等

記入例
(工場等新設交付金)

様式第1 (第3条関係)

認定申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 東海市長

登記上の本社住所を記入

(申請者) 住所 東海市〇〇〇〇〇〇丁目〇番地

氏名 株式会社〇〇〇〇

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、〕

名称及び代表者の氏名

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

東海市企業立地交付金条例第4条第1項の規定による認定を受けたいので、次のとおり申請します。

工場等の 名 称	株式会社〇〇〇〇 東海工場		事業内容	産業用機械製造
工場等の 所 在 地	東海市〇〇〇〇〇〇丁目〇番地		用途地域	工業専用地域
交付金の 種 類 等	<input checked="" type="checkbox"/> 工場等新設交付金 <input type="checkbox"/> 中小企業再投資交付金 <input type="checkbox"/> 次世代産業分野工場等新設交付金 <input type="checkbox"/> 次世代産業分野中小企業再投資交付金 <p>[次世代産業分野工場等新設交付金又は次世代産業分野中小企業再投資交付金に 係る申請の場合にあっては、当該分野]</p> <input type="checkbox"/> 次世代自動車関連分野 <input type="checkbox"/> 航空宇宙関連分野 <input type="checkbox"/> 環境・新エネルギー関連分 野 <input type="checkbox"/> ロボット関連分野 <input type="checkbox"/> 健康長寿関連分野 <input type="checkbox"/> 情報通信関連分野			
	<input checked="" type="checkbox"/> 工場等新設交付金 <input type="checkbox"/> 中小企業再投資交付金 <input type="checkbox"/> 次世代産業分野工場等新設交付金 <input type="checkbox"/> 次世代産業分野中小企業再投資交付金 <p>[次世代産業分野工場等新設交付金又は次世代産業分野中小企業再投資交付金に 係る申請の場合にあっては、当該分野]</p> <input type="checkbox"/> 次世代自動車関連分野 <input type="checkbox"/> 航空宇宙関連分野 <input type="checkbox"/> 環境・新エネルギー関連分 野 <input type="checkbox"/> ロボット関連分野 <input type="checkbox"/> 健康長寿関連分野 <input type="checkbox"/> 情報通信関連分野			
新設又 は再投 資に係 る工場 等及び 償却資 産の概 要	土 地	形 態	所有 · 賃借	
		面 積	所有分 5, 000 m ² m ² 賃借分	合計 5, 000 m ²
	家 屋	形 態	所有 · 賃借	
		建築總面積	所有分 2, 000 m ² m ² 賃借分	合計 2, 000 m ²
		確保年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
	償 却 資 産	名 称 及 び 数 量	別紙のとおり	
取 得 年 月 日		年 月 日		
新設又は再投資に係る固 定 資 產 稅 評 価 額	家 屋	償却資産	合 計	
	250, 000, 000 円	30, 000, 000 円	280, 000, 000 円	
操 業 開 始 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日			最終的に操業開始 した年月日
担当者の所属、氏名及び 電 話 番 号	総務課〇〇グループ 〇〇 〇〇 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇			

記入例
(中小企業再投資交付金)

様式第1 (第3条関係)

認定申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 東海市長

登記上の本社住所を記入

(申請者) 住所 東海市〇〇〇〇〇〇丁目〇番地

氏名 株式会社〇〇〇〇

法人にあっては、主たる事務所の所在地、

名称及び代表者の氏名

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

東海市企業立地交付金条例第4条第1項の規定による認定を受けたいので、次のとおり申請します。

工場等の 名 称	株式会社〇〇〇〇 東海工場			事業内容	産業用機械製造	
工場等の 所 在 地	東海市〇〇〇〇〇〇丁目〇番地			用途地域	工業専用地域	
交付金の 種 類 等	<input type="checkbox"/> 工場等新設交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 中小企業再投資交付金 <input type="checkbox"/> 次世代産業分野工場等新設交付金 <input type="checkbox"/> 次世代産業分野中小企業再投資交付金 [次世代産業分野工場等新設交付金又は次世代産業分野中小企業再投資交付金に 係る申請の場合にあっては、当該分野]			<input type="checkbox"/> 次世代自動車関連分野 <input type="checkbox"/> 航空宇宙関連分野 <input type="checkbox"/> 環境・新エネルギー関連分 野 <input type="checkbox"/> ロボット関連分野 <input type="checkbox"/> 健康長寿関連分野 <input type="checkbox"/> 情報通信関連分野		
	土地	形 態	所有	・	任 付	
新設又 は再投 資に係 る工場 等及び 償却資 産の概 要	面 積	所有分	新たに土地又は家屋を取得した 場合は、取得した分のみ記入。			
		賃借分				
	家 屋	形 態	所有	・	賃借	
		建築総面積	所有分	m^2	合計	m^2
		賃借分	m^2			
確保年月日	年 月 日					
償 却 資 産	名 称 及 び 数 量	参考 17 ページ 別紙のとおり				
	取得年月日	新たに取得した償却資産分のみ記入。				
新設又は再投資に係る固 定 資 产 税 評 価 額	家 屋	償却資産	合 計			
	円	30,000,000 円	30,000,000 円			
操 業 開 始 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日					
担当者の所属、氏名及び 電 話 番 号	総務課〇〇グループ 〇〇 〇〇 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇					

記入例
(工場等新設交付金)

様式第3（第4条関係）

交付申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）東海市長

登記上の本社住所を記入

（申請者）住所 東海市〇〇〇〇〇〇丁目〇番地
氏名 株式会社〇〇〇〇
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

東海市企業立地交付金条例第5条の
り申請します。

市が通知した認定通知書の年月日、認定番号を記入

認定の年月日及び番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日 認定第 号		
交付金の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 工場等新設交付金 <input type="checkbox"/> 中小企業再投資交付金 <input type="checkbox"/> 次世代産業分野工場等新設交付金 <input type="checkbox"/> 次世代産業分野中小企業再投資交付金		
交付年度	令和〇〇年度		
交付金の申請額	初年度 · 翌年度 · 翌々年度 参考 18 ページ		
新設又は再投資に 係る固定資産税評 価額等	区分	固定資産税評価額	固定資産税額及び都市計画税額
	土地	円	円
	家屋	円	参考 18 ページ 円
	償却資産	円	円
	合計	円	円
交付金の振込先	金融機関名	〇〇銀行 ●●支店	
	預金種別	普通 <input checked="" type="radio"/> · 当座 <input type="radio"/> · その他（ ）	
	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇	
	口座名義人	(フリガナ) カ) 〇〇〇〇〇〇〇 株式会社〇〇〇〇	

記入例
(中小企業再投資交付金)

様式第3 (第4条関係)

交付申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 東海市長

登記上の本社住所を記入

(申請者) 住所 東海市〇〇〇〇〇〇丁目〇番地
氏名 株式会社〇〇〇〇
 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

東海市企業立地交付金条例第5条
り申請します。

市が通知した認定通知書の年月日、認定番号を記入

認定の年月日及び番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日 認定第 号		
交付金の種類	<input type="checkbox"/> 工場等新設交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 中小企業再投資交付金 <input type="checkbox"/> 次世代産業分野工場等新設交付金 <input type="checkbox"/> 次世代産業分野中小企業再投資交付金		
交付年度	令和〇〇年度 <input type="checkbox"/> 初年度 <input type="checkbox"/> 翌年度 <input type="checkbox"/> 翌々年度		
交付金の申請額	交付金の申請金額を記入 参考18ページ		
新設又は再投資に 係る固定資産税評 価額等	区分	固定資産税評価額	固定資産税額及び都市計画税額
	土地	円	円
	家屋	円	参考18ページ 円
	償却資産	円	円
	合計	円	円
交付金の振込先	金融機関名	〇〇銀行 ●●支店	
	預金種別	<input checked="" type="radio"/> 普通 <input type="radio"/> 当座 <input type="radio"/> その他 ()	
	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇	
	口座名義人	(フリガナ) カ) 〇〇〇〇〇〇〇 株式会社〇〇〇〇	

記入例

様式第5（第6条関係）

届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 東海市長

(届出者) 住所 東海市〇〇〇〇〇〇〇丁目〇番地
 氏名 株式会社〇〇〇〇
 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、
 名称及び代表者の氏名
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

東海市企業立地交付金条例施行規則第6条各号の規定に該当することとなったため、同条の規定に基づき、次のとおり届出します。

認定の年月日及び番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日 認定第〇〇号		
交付金の種類	工場等新設交付金		
工場等の名称	株式会社〇〇〇〇 東海工場		
工場等の所在地	東海市〇〇〇〇〇〇〇〇丁目〇番地		
届出事由	操業の廃止又は休止 ・ 承継 ・ その他 ()		
操業の廃止又は休止の種別及び年月日 は休止をした場合	廃止 年 月 日 休止		
操業の廃止又は休止の理由			
承継の年月日 をした場合	承継の年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日		
承継理由	会社の合併に伴い承継が発生したため。		
承継者	住所 (所在地)	東海市〇〇〇〇丁目〇番地	
	氏名 (名称及び代表者の氏名)	株式会社〇〇〇〇〇	
その他届出事由が発生した理由 の場合			

償却資産の名称及び数量

資産コード	償却資産の名称	数量	設置工場
○○○○-○○○	成形機	1	本社工場
○○○○-○○○	冷却機	1	本社工場
○○○○-○○○	クレーン	1	第2工場
○○○○-○○○	電動機	1	第2工場

償却資産申告書に記載されている資産コード、償却資産の名称、数量を明記してください。

<固定資産税相当額>

交付対象の資産								
種目	課税標準額の合計 (1円単位)		課税標準額の合計 (千円未満切捨て)		固定資産税(1.4%) (1円単位)		固定資産税相当額 (百円未満切捨て)	
土地		円	→		円	→		円
家屋		円			円		→ (2)	円
償却資産		円			円		(3)	円
合計		円						(A)

<都市計画税相当額>

交付対象の資産								
種目	課税標準額の合計 (1円単位)		課税標準額の合計 (千円未満切捨て)		都市計画税(0.3%) (1円単位)		都市計画税相当額 (百円未満切捨て)	
土地		円	→		円	→		円
家屋		円			円		(5)	円
合計		円						

固定資産税及び都市計画税相当額の合計

種目	固定資産税 相当額			+ =	都市計画税 相当額			種目	税額相当額の 合計		
土地	(1)		円		土地	(4)		円	土地		円
家屋	(2)		円		家屋	(5)		円	家屋		円
償却資産	(3)		円		償却資産	—			償却資産		円
(A)			円		(B)			円	(C)		円

交付金の額

税額相当額の合計			交付率 %	算定金額			交付金の額 (千円未満切捨て)		
(C)		円			円	→			円

(交付率)

初年度 100/100、翌年度 75/100、翌々年度 50/100 (次世代産業分野は3年間 100/100)

償却資産のみ取得 初年度のみ 50/100 (次世代産業分野は初年度のみ 100/100)

＜例＞

企業立地交付金 算定式

企業名 _____

＜固定資産税相当額＞

交付対象の資産									
種目	課税標準額の合計 (1円単位)		課税標準額の合計 (千円未満切捨て)		固定資産税(1.4%) (1円単位)		固定資産税相当額 (百円未満切捨て)		
土地	111,222,333	円	→	111,222,000	円	→	1,557,108	円	(1) 1,557,100 円
家屋	222,333,444	円		222,333,000	円		3,112,662	円	
償却資産	55,666,777	円		55,666,000	円		779,324	円	
合計	389,222,554	円					(A)	5,449,000	円

＜都市計画税相当額＞

交付対象の資産									
種目	課税標準額の合計 (1円単位)		課税標準額の合計 (千円未満切捨て)		都市計画税(0.3%) (1円単位)		都市計画税相当額 (百円未満切捨て)		
土地	111,222,333	円	→	111,222,000	円	→	333,666	円	(4) 333,600 円
家屋	222,333,444	円		222,333,000	円		666,999	円	
合計	333,555,777	円					(B)	1,000,500	円

固定資産税及び都市計画税相当額の合計

種目	固定資産税 相当額			+	都市計画税 相当額			=	種目	税額相当額の 合計	
土地	(1)	1,557,100	円		土地	(4)	333,600	円	土地	1,890,700	円
家屋	(2)	3,112,600	円		家屋	(5)	666,900	円	家屋	3,779,500	円
償却資産	(3)	779,300	円		償却資産		—		償却資産	779,300	円
(A)		5,449,000	円		(B)		1,000,500	円	(C)	6,449,500	円

交付金の額

税額相当額の合計			交付率		算定金額		交付金の額 (千円未満切捨て)		
(C)	6,449,500	円	75	%	4,837,125	円	→	4,837,000	円

(交付率)

初年度 100/100、翌年度 75/100、翌々年度 50/100 (次世代産業分野は3年間 100/100)

償却資産のみ取得 初年度のみ 50/100 (次世代産業分野は初年度のみ 100/100)

固定資産税・都市計画税納税通知書（見本）

※R7.8 以降様式変更あり

固定資産税・都市計画税納税通知書																																					
納税義務者： ○固定資産税及び都市計画税の決定明細書																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">区分</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">固定資産税 (税率1.4/100)</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">都市計画税 (税率0.3/100)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">課税家屋</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">円</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">課税標準額</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">円</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">償却資産</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">円</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">合計</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">円</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">税額</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">円</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">区分</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">あん分</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">所有分</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">税額</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">減額</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">円</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">減免税額</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">円</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">確定税額</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">円</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">年税額</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">円</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	固定資産税 (税率1.4/100)	都市計画税 (税率0.3/100)	課税家屋	円	円	課税標準額	円	円	償却資産	円	円	合計	円	円	税額	円	円	区分	あん分	円	所有分	税額	円	減額	円	円	減免税額	円	円	確定税額	円	円	年税額	円	円
区分	固定資産税 (税率1.4/100)	都市計画税 (税率0.3/100)																																			
課税家屋	円	円																																			
課税標準額	円	円																																			
償却資産	円	円																																			
合計	円	円																																			
税額	円	円																																			
区分	あん分	円																																			
所有分	税額	円																																			
減額	円	円																																			
減免税額	円	円																																			
確定税額	円	円																																			
年税額	円	円																																			
あなたの固定資産税・都市計画税を次のとおり決定しましたので この納税通知書により納期限までに納めてください。																																					
																																					
納税通知書番号																																					

課税明細書（見本）

償却資産申告書（見本）※R7.8以降様式変更あり

受付印	年月日	年度	※所有者コード			
償却資産申告書(償却資産課税台帳)						
所 有 者 者 者	(ふりがな) 1 住 所 又は納税通知書 送達先 (ふりがな) 2 氏 名 法人にあっては その名称及び代 表者の氏名 (屋号)	476-0001 愛知県東海市	3 個人番号又 は法人番号	8 短縮耐用年数の承認		
		(電話052- - - - -)	4 事業種目 (資本等の金額)	9 増加償却の届出		
		印	4 事業開始 年月	10 非課税課税資産		
			6 この申中に記載する 者の氏名及び名前 (電話)	11 課税標準の特例		
			7 税理士等の 氏名(電話)	12 特別償却又是圧縮記帳		
				13 税務会計上の償却方法		
				14 青色申告		
				15 市(区)		
				町村内に における事業 所等資産の 所在地		
資産の種類						
前前に取得したもの (イ) 前年に減少したもの (ロ) 前年に取得したもの (ハ) 計((イ)-(ロ)+(ハ)) (二)						
1 構築物	円	円	円	円		
2 機械及び 装置						
3 船 舶						
4 航 空 機						
5 車両及び 運搬具						
6 工具、器具 及び備品						
7 合 計						
資産の種類 評 価 額 ※ 決						
1 構築物	円	(ホ)				
2 機械及び 装置						
3 船 舶						
4 航 空 機						
5 車両及び 運搬具						
6 工具、器具 及び備品						
7 合 計						
※所有者コード 平成 年度 種類別明細書(増加資産)						
行 番 号	資 産 分 類	資 産 種 類	資 産 名 称 等	数 量	取 得 年 月	取 得 額 (円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
固定資産税						

償却資産種類別明細書（見本）

※ 所有者コード			平成 年度 種類別明細書(増加資産・全資産用)						所 有 者 名			枚のうち 枚 目					
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数 量	取 得 年 月	取 得 価 額 (円)	耐用年数	減 価 残 額 (円)	価 額 (円)	※ 課税標準額の 基準例車コード	課税標準額 (円)	増 加 事 由	増 加 事 由				
														1	2	3	4
固定資産税評価額										固定資産税課税標準額							
小計																	

東海市企業立地交付金に係る申請に関する同意書

令和 年 月 日

(宛先) 東海市長

(申請者) 住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号

東海市企業立地交付金（以下「交付金」といいます。）に係る認定申請又は交付申請に当たり、下記の事項について同意します。

記

- 1 交付金に係る認定申請にあっては、市が税関係情報として保有している申請者の償却資産に係る固定資産税評価額の詳細の情報について、必要最小限度の範囲内で当該認定に係る審査業務に利用すること。
- 2 交付金に係る交付申請にあっては、市が税関係情報として保有している申請者の次に掲げる情報について、必要最小限度の範囲内で当該交付に係る審査業務に利用すること。
 - (1) 市税の納付状況に関する情報
 - (2) 償却資産に係る固定資産税額の詳細の情報

工場等建設に係る隣地同意書

○申請地

住 所 _____ 他 筆

面 積 _____ m^2

登記地目 _____ 現況地目 _____

○申請者

住 所 _____

氏 名 _____

○工場等の概要

工場等の名称 _____

事業内容

上記のとおり、工場等の建設（市街化調整区域の場合にあっては、農用地利用計画の変更及び農地転用を含む。）に同意します。

同意者

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

[お問い合わせ先]

東海市商工労政課

住 所 〒476-8601 愛知県東海市中央町一丁目1番地

代表番号 052-603-2211、0562-33-1111

直通番号 052-613-7689、0562-38-6304

F A X 052-603-6910

メール shoukou@city.tokai.lg.jp